

ファミリー・サポート・センター補償保険（2025年5月1日より）

地域子育て支援補償保険

「地域子育て支援補償保険」は、ファミリー・サポート・センター及びセンターを設置する自治体向けの保険です。

＜保險期間＞

2025年度の保険期間は、2025年5月1日午後4時から2026年5月1日午後4時までです。

＜保険の構成＞

- (1) 依頼子供傷害保険
- (2) サービス提供会員傷害保険
- (3) 賠償責任保険（施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険・サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン））

＜被保険者の範囲＞

- (1) 依頼子供傷害保険においては、依頼会員によって援助を依頼する子供として登録された子供（依頼子供）
- (2) サービス提供会員傷害保険においては、サービス提供会員
- (3) 賠償責任保険においては、ファミリー・サポート・センター及びサービス提供会員

(1) 依頼子供傷害保険 (総合生活保険)

① 内 容

依頼子供が、保育サービスを受けている間や、保育サービスを受けるため自宅とサービス提供会員宅や保育所等への往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、サービス提供会員の過失の有無にかかわらず保険金をお支払いします。なお、本保険は傷害保険のため、ケガで入院したり、亡くなったたりした場合等を補償する保険です。

(保険金をお支払いする場合)

- ・ 依頼子供が、階段から落ちてケガをした。
- ・ 依頼子供が、犬にかまれてケガをした。
- ・ 依頼子供が、車に乗っていて自動車事故に遭いケガをした。
- ・ 提供会員が作った料理を食べた依頼子供が、ウイルス性食中毒を発症した。 等

(保険金をお支払いしない主な場合)

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害
- ・酒気帯び運転、無資格運転中に被った傷害　　・脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った傷害
- ・戦争、暴動などによって被った傷害　　・むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ・その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの（靴ずれ、しもやけ、日焼けなど）　　等

② 保険金額（補償額）

保険金の種類	保険金額（補償額）	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	300 万円 ※1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	ファミリー・サポート・センター事業における活動中(往復途上も含む)に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合（事故により直ちに死亡した場合も含む）
後遺障害保険金	後遺障害の程度により 300 万円～12 万円 ※1 事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	ファミリー・サポート・センター事業における活動中(往復途上も含む)に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合
入院保険金 （1 日あたり）	1,000 円 ※1 事故について 30 日を限度とします。	ファミリー・サポート・センター事業における活動中(往復途上も含む)に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に入院した場合
手術保険金	1,000 円×10 倍 （入院中の手術） または 5 倍（入院中以外の手術）	ファミリー・サポート・センター事業における活動中(往復途上も含む)に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する所定の手術を受けられた場合。1 事故について事故の日からその日を含めて 180 日以内の期間に受けた手術に限ります。また、1 事故に基づく傷害について、1 回の手術に限ります。
通院保険金 （1 日あたり）	1,000 円 ※1 事故について 90 日を限度とします。	ファミリー・サポート・センター事業における活動中(往復途上も含む)に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に通院（往診を含みます。）された場合

(2) サービス提供会員傷害保険（総合生活保険）

① 内 容

サービス提供会員が、保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅と子供宅や保育所等への往復路上(通常経路)において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に保険金をお支払いします。なお、本保険は傷害保険のためケガで入院したり、亡くなったりした場合等を補償する保険です。

※往復途上を補償するためには、次の(a)(b)いずれの条件も満たすことが必要です。

- (a) ファミリー・サポート・センター事業の活動のために住居を出発する前に加入者の名簿で被保険者が確定できること
- (b) 活動日・場所が客観的資料（活動報告書等）で確定できること

（保険金をお支払いする場合）

- ・サービス提供会員が、走ってくる依頼子供を受け止めようとして支えきれず転んでケガをした。
 - ・サービス提供会員が、依頼子供を送った帰宅途中に雨で濡れた階段で滑ってケガをした。
 - ・サービス提供会員が、依頼子供を乗せて車を運転中に自動車事故に遭いケガをした。
 - ・サービス提供会員が作った料理を、依頼子供と一緒に食べていたところ、サービス提供会員がウイルス性食中毒を発症した。等
- （保険金をお支払いしない主な場合）「依頼子供傷害保険」と同じです。

② 保険金額（補償額）

保険金の種類	保険金額（補償額）	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	350 万円 ※1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	ファミリー・サポート・センター事業における活動中（往復途上も含む）に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合（事故により直ちに死亡した場合も含む）
後遺障害保険金	後遺障害の程度により 350 万円～14 万円 ※1 事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	ファミリー・サポート・センター事業における活動中（往復途上も含む）に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合
入院保険金 （1 日あたり）	2,000 円 ※1 事故について 180 日を限度とします。	ファミリー・サポート・センター事業における活動中（往復途上も含む）に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に入院した場合
手術保険金	2,000 円×10 倍（入院中の手術） または 5 倍（入院中以外の手術）	ファミリー・サポート・センター事業における活動中（往復途上も含む）に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する所定の手術を受けられた場合 1 事故について事故の日からその日を含めて 180 日以内の期間に受けた手術に限り。また、1 事故に基づく傷害について 1 回の手術に限り。ます。
通院保険金 （1 日あたり）	2,000 円 ※1 事故について 90 日を限度とします。	ファミリー・サポート・センター事業における活動中（往復途上も含む）に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に通院（往診を含みます。）された場合

（３）賠償責任保険（施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険・サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン））

① 内 容

【施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険】

ファミリー・サポート・センターまたはサービス提供会員（被保険者）が、保育サービス等の提供中に他人（依頼子供を含む。サービス提供会員と同居の親族を除く。）の身体または生命を害したり、財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また、保育サービス等利用者からお預かりし、保育サービス等提供場所内あるいは保育サービス等に使用するために保育サービス等提供場所外で管理している現金及び子供預かりに必要な日用品（預かった物に限り。ます。）を保険期間中に損壊・紛失または盗取・詐取された場合の、所有者に対する法律上の賠償責任も補償対象となります。

【情報漏えい保険※】※サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）の愛称

情報漏えいまたはそのおそれについて、保険期間中に被保険者が損害賠償請求を提起され、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や弁護士費用等の支払）や、事故対応期間内に生じたサイバーセキュリティ事故対応費用を負担することによって被る費用損害に対して保険金をお支払いします。

（保険金をお支払いする場合の例）

- ・サービス提供会員の不注意でお湯がこぼれ、依頼子供に大やけどをさせてしまったことにより賠償責任を負った（施設賠償責任）
- ・サービス提供会員が提供（調理）した食事やミルクが原因で、依頼子供が食中毒を起こしたことにより賠償責任を負った（生産物賠償責任）
- ・依頼会員から預かっていたベビーカーを破損してしまったことにより賠償責任を負った（受託者賠償責任）
- ・ファミリー・サポート・センターにて、依頼子供・サービス提供会員の個人情報を記録・保管していた名簿が盗まれ、個人情報漏えいの恐れが発生した。依頼子供の親、サービス提供会員に対して詫言状を発送したため、費用を支出した（サイバーリスク保険）
- ・サービス提供会員が、依頼子供の個人情報が記された名簿を紛失してしまい損害賠償を請求され、賠償責任を負った（サイバーリスク保険）等

（保険金をお支払いできない主な場合）

- ・保険契約者または被保険者の故意
 - ・地震、噴火、洪水、津波または高潮
 - ・戦争、暴動、変乱、騒じょうまたは労働争議
 - ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任
 - ・排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任
 - ・次に掲げるものの所有、使用または管理に起因する賠償責任（施設賠償責任保険のみ）
 - ア. 自動車、原動機付自転車または航空機
 - イ. 施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）
 - ウ. 施設外における動物
- 等

② 保険金額（支払限度額）

項 目	支払限度額	保険金の主な内容
施設賠償責任保険	対人・対物合算 1名・1事故 2億円	法律上の損害賠償金、賠償責任に関する訴訟費用や弁護士費用等の争訟費用、求償権の保全・行使等の損害防止軽減費用、緊急措置費用、保険会社の要求に応じるための協力費用。（法律上の損害賠償金、争訟費用、損害防止軽減費用については事前に保険会社の同意が必要です。）
生産物賠償責任保険	対人・対物合算 1名・1事故・保険期間中 2億円	
初期対応費用 (施設賠償責任保険と生産物賠償責任保険部分で対象となります)	1事故 1,000万円 (うち、身体障害についての見舞金・見舞品購入費用は被害者1名につき10万円限度、施設賠償責任保険で対象となる風災見舞金の支払限度額は、1被害世帯・法人等につき10万円、1事故100万円が限度)	担当者の派遣費用・事故現場の保存費用、事故が他人の身体の障害である場合の被害者に支払う見舞金（香典を含みます）または見舞品の購入費用等。なお、その額及び使途が社会通念上妥当なものに限りします。
訴訟対応費用 (施設賠償責任保険と生産物賠償責任保険部分で対象となります)	1事故 1,000万円	万一訴訟になった場合、応訴のために必要となる内部的費用（残業代、交通費、事故原因調査費用、意見書作成費用等）。なお、その額及び使途が社会通念上妥当なものに限りします。この費用は、結果として裁判で勝訴し被保険者に法律上の損害賠償責任が無いことが判明した場合でも補償されます。
受託者賠償責任保険	1事故 10万円 保険期間中 50万円	依頼会員から預かった現金および子供預かりに必要な日用品が損壊・紛失し、または盗取・詐取された場合に対象になります。お支払いする保険金の内容は、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険と同様です。ただし、法律上の損害賠償金の額は支払限度額の範囲内であっても、現金については額面、子供預かりに必要な日用品については事故が生じた場所及び時期における受託物の時価が限度となります。
サイバーリスク保険 (情報漏えい限定補償プラン)	【賠償責任部分】 1請求・保険期間中 500万円 【サイバーセキュリティ事故対応費用部分】 1事故・保険期間中 50万円	【賠償責任部分】 情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の賠償責任を負うことにより被る損害を補償。 【サイバーセキュリティ事故対応費用部分】 情報の漏えいまたはそのおそれや、それを引き起こすおそれのある記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃等に起因して一定期間内に生じたサイバー攻撃対応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用を被保険者が負担することによって生じた損害を補償。 ①サイバー攻撃対応費用 ②原因・被害範囲調査費用 ③相談費用（コンサルティング費用、弁護士費用、風評被害拡大防止費用） ④コンピュータシステム復旧費用 ⑤その他事故対応費用（人件費、交通費・宿泊費、通信費・コールセンター委託費用等、個人情報漏えい通知費用、社告費用、個人情報漏えい見舞費用、法人見舞費用、クレジット情報モニタリング費用、損害賠償請求費用、公的調査対応費用） ⑥再発防止費用 ⑦訴訟対応費用

《重要》

本賠償責任保険は保険会社による示談交渉サービスが付帯されていません。事故が発生した場合には、保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者の方が被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご了承ください。ただし、事前に引受保険会社の同意を得ないで被保険者側で示談締結をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

◆研修・会合傷害保険◆（2025年5月1日より） ＜保険期間＞

2025年度の保険期間は、2025年5月1日午前0時から2026年4月30日午後12時までです。
「研修・会合傷害保険」は、参加者が、研修会や会合等に参加している間及び自宅と会場の往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に保険金をお支払いします。
なお、本保険は傷害保険のため、ケガで入院したり、亡くなったりした場合等を補償する保険です。（病気に関する補償や貯蓄を目的とした保険ではありません。）

◆お見舞金制度◆

女性労働協会が独自に設けた制度です。依頼子供の加害事故、活動に起因した熱中症（熱射病や日射病）、感染症（インフルエンザやノロウイルス、新型コロナウイルス）、車での送迎中の事故についてお見舞金をお支払いします。